

農地法改悪

許さない!

もうけ第一の農外企業に農地を“開放”

農地法等の改定案が自公民の賛成で衆議院を通過、参議院で審議されています。

日本共産党は、農外企業の農業参入に大きく道を開く改悪法案に強く反対し、廃案を求めます。

日本共産党

農地貸借を野放しに

農地法の改定案は、みずから農作業に従事する者か農業生産法人にのみ農地に関する権利を認めてきた原則をはずし、貸借については大企業を含めて誰にでも認めるようにしました。この改定案では、今の法律から削ろうとしていた「耕作者の地位の安定」ということは、関係者の

懸念をうけ衆議院の審議で復活しました。しかし、改悪の中身は大企業の「所有」の自由化に広がるのは必至です。

企業参入で耕作放棄地はなくならない

政府は農外企業に農地利用を拡大すれば、耕作放棄の解消になるといいます。しかし、もうけ第一の企業が進出するのは耕作放棄地ではなく、優良農地です。利益が出なければさっさと撤退するのも企業です。そのために地域の共同が困難になり、農地の荒廃を促進しかねません。

農家経営がなりたつ農政でこそ

農地の荒廃は、政府の農業つぶしの農政が原因です。農地制度におしつけるのは無責任です。農地の積極的な利用は大多数の農家経営が成り立つてこそ進みます。

日本共産党は、価格保障・所得

補償の抜本的充実や輸入野放しをやめるよう全力つくします。あわせて、新規参入者の確保・定着に力を入れ、地域での共同を強めて、農業再生に取り組みます。

「改悪」許さぬ声を国会へ

「農地をまもるには、担い手を企業にまで広げるのでなく、現に農業を営む者が安心して経営を継続できるように…」(北海道十幌町議会の意見書)

改定案の撤回・廃案を求める意見書が地方議会や農業委員会であつついでいます。日本共産党は、この声を受けて改悪を許さぬために全力をつくします。



しんぶん
赤旗

●2009年5・6月号外 日本共産党の見解を紹介します。

(1952年5月30第三種郵便物認可) 日本共産党中央委員会 〒151-8586東京都渋谷区千駄ヶ谷4-26-7 TEL 03-3403-6111 ホームページ http://www.jcp.or.jp メール info@jcp.or.jp

財界の一貫した要求
まず農地「貸借」を自由化し、次に「所有」の自由化へ。財界が農地法をなくすため主張してきたことです。(97年経団連提言)

自公民
賛成